

報告第 18 号

和解及び損害賠償の額を定めることについての
専決処分報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、和解及び損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 16 日提出

富田林市長 吉村 善美

記

番号	専決処分 年 月 日	損害賠償の相手方	事故の概要	損害賠償 の額 (過失割合)
1	令和 3 年 10 月 1 日	河内長野市在住者	令和 3 年 9 月 16 日 14 時頃、富田林市立藤陽中学校内の正門付近において、学校校務員（教育総務課 中谷 真人）が刈払機を使用し、除草作業を行っていたところ、小石が撥ねて付近に駐車していた相手方車両に当たり、右側面後方ガラス等を破損させたもの。	119,648 円 (10 割)